

○新温泉町補助金等交付規則

平成17年10月 1 日

規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、法令、条例又は他の規則に特別の定めのあるものを除くほか、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため、補助金等の交付の申請及び決定並びに補助金等の使用等に関する基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、町が町以外のものに対して交付する次に掲げるものをいう。

- (1) 補助金
- (2) 利子補給金
- (3) その他相当の反対給付を受けない給付金及び委託料

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

(責務)

第3条 補助事業者等は、補助金等の申請に関し不正をしてはならない。

2 補助事業者等は、法令の定め及び補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行い、当該補助金等を公正かつ効果的に使用しなければならない。

(補助金等の名称等)

第4条 補助金等の名称、目的及び率又は額並びに補助事業等の内容は別に定める。

(補助金等の交付の申請)

第5条 補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号。ただし、契約の申込みにあつては、契約に関する書類）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算又はこれに準ずる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金等の交付の決定)

第6条 町長は補助金等の交付の申請があつたときは当該申請にかかる書類を審査し、必

要に応じて現地調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等交付決定通知書（様式第2号。ただし、契約の承諾を含む。）により通知するものとする。

- 2 町長は補助金等の交付の決定をする場合において法令及び予算で定める交付の目的を達成するため必要があるときは条件を付するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 補助金等の交付申請をした者は、交付決定通知書の交付を受けた場合において当該通知にかかる補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知書を受領した日から20日以内に申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

（申請事項の変更）

第8条 補助事業者等は補助金等の交付決定の通知を受けた場合において当該補助事業等の内容経費の配分その他申請に係る事項の変更をしようとするとき、又は当該補助事業等を中止若しくは廃止しようとするときは、補助金等変更交付申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。ただし、町長の定める軽微な変更についてはこの限りでない。

- 2 第6条の規定は、前項の補助金等変更交付申請書の提出があった場合について準用する。この場合において同条中「補助金等交付決定通知書（様式第2号）」とあるのは「補助金等変更交付決定通知書（様式第4号）」とする。

（着手届）

第9条 補助事業者等は、補助事業等に着手したときは、補助事業等着手届（様式第5号）を遅滞なく町長に提出しなければならない。

（完了届）

第10条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、補助事業等完了届（様式第6号）を遅滞なく町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書（様式第7号）及び収支精算書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（補助金等の額の確定）

第12条 町長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合

においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によってその報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に補助金等確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

- 2 町長は、確定した補助金の額が、交付決定額（第8条第2項の規定により変更された場合にあつては、同項の規定により通知された金額をいう。）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することがある。

（是正のための措置）

第13条 町長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して指示することがある。

（補助金等の交付請求）

第14条 補助事業者等は、補助金等の交付の請求をしようとするときは、補助金等請求書（様式第10号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

（事情変更による決定の取消し等）

第15条 町長は、補助事業者等が補助事業等に関し補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件等に違反したときは、当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

（補助金の返還）

第16条 町長は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 町長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 3 町長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前2項の期限を延長することがある。

（加算金及び延滞金）

第17条 補助事業者等は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額につ

き年10.95パーセントの割合で計算した加算金を町に納付しなければならない。

- 2 補助事業者等は、前条第1項及び第2項の規定により補助金等の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を町に納付しなければならない。

(帳簿等の備付け)

第18条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、保存しておかなければならない。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の各種事業に対する浜坂町補助金交付に関する規則（平成5年浜坂町規則第10号）又は温泉町補助金等交付規則（昭和43年温泉町規則第10号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。